

令和8年 宜野湾市教育委員会第6回(定例会)会議録

教育長 伊波保勝

教育委員 玉城健蔵

開催日時：令和8年3月30日(月) 午前9:30 閉会 午後12:15

開催場所：宜野湾市教育委員会 会議室

出席者：伊波保勝教育長、大川実教育長職務代理者、
玉城健蔵委員、下地美幸委員、親川利恵委員

出席職員

【教育部】教育部長 多和田眞満、教育部次長 真鳥かおり

(教育総務課) 教育総務係担当主査 大島優子、教育総務係主任主事 宇良千明

教育総務係長 座間味和代

(生涯学習課) 生涯学習課長 佐久原昇、社会教育係長 大城孝之

文化振興係長 照屋盛充

(市民図書館) 市民図書館長 金城広郁

(はごろも学習センター所長) はごろも学習センター所長 棚原佳乃

(学務課) 学務係長 松元典子、助成係主事 糸満祐梨奈

【指導部】指導部長 新川健次、指導部次長 津島美智子

(指導課) 指導課長 与儀健、指導担当主幹 比嘉祐一、主事 米須清志郎

【こども部】

(こども政策課) 認定こども園担当主幹 又吉時生、幼稚園教諭 仲地あやの

(保育こども園課) 保育こども園課長 山城隼人

議事日程

教育長諸般の報告

- 議案第 10 号 宜野湾市教育委員会の組織、事務分掌等に関する規則の一部を改正する規則について
- 議案第 11 号 宜野湾市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について
- 議案第 12 号 宜野湾市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令について
- 議案第 13 号 宜野湾市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令について
- 議案第 14 号 第三次宜野湾市子どもの読書活動推進計画の策定について
- 議案第 15 号 宜野湾市はごろも学習センターの管理運営規則の一部を改正する規則について
- 議案第 16 号 宜野湾市児童生徒の県外等派遣に関する補助金交付要綱の一部を改定する告示について
- 議案第 17 号 宜野湾市就学援助規則の全部を改正する規則について
- 議案第 18 号 宜野湾市就学援助事務取扱要綱を廃止する訓令について
- 議案第 19 号 宜野湾市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則の一部を改正する規則について
- 議案第 20 号 宜野湾市立幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意見聴取に関する規則の制定について（意見聴取）
- 議案第 21 号 宜野湾市立はごろもねたてこども園の設置及び教育課程の策定について（意見聴取）
- 議案第 22 号 宜野湾市立学校管理規則の一部を改正する規則について
- 議案第 23 号 宜野湾市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について
- 議案第 24 号 宜野湾市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について
- 報告第 3 号 令和 8 年度教育委員会人事異動について

○伊波保勝 教育長 委員の皆様、おはようございます。

本日の出席委員は 4 名で、定足数に達しておりますので、ただいまから令和 8 年第 6 回宜野

湾市教育委員会定例会を開会いたします。

本委員会で審議します案件は、議案が 15 件、報告 1 件となっております。

本日の会議録署名委員は、玉城健蔵委員を指名したいと思います。よろしくお願いします。

○玉城健蔵 委員 お願いします。

○伊波保勝 教育長 続きまして、1 月 22 日開催の第 1 回定例教育委員会会議録の承認を行います。

会議録の署名委員は下地教育委員になっております。会議録につきましては既に配付してございますが、字句の訂正等を除き、承認していただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

○下地美幸 委員 はい。

○伊波保勝 教育長 ありがとうございます。

前回の会議録につきましては準備中のため、次回以降、ご承認をいただきたいと思っております。

(教育長諸般の報告)

○伊波保勝 教育長 それでは、まず初めに、教育長諸般の報告を行います。

緑色の報告資料をご準備いただきたいと思っております。

議案が多いために、かいつまんで報告をさせていただきます。

令和 8 年 2 月 17 日から本日 3 月 30 日までの報告となります。

まず、2 月 18 日水曜日、第 2 回目の教育長人事ヒアリングを中頭教育事務所のほうで行っております。学校現場の管理職職員の人事における最後のヒアリングとなっております。

続きまして、飛びまして、2 月 21 日土曜日、博物館で主催をしております「わらば～体験じゅく閉校式」に参加をしております。第 26 期生それぞれに修了証書を渡しました。24 名の小学生の皆さんが、闘牛の世話や、琉球石灰岩、珊瑚等の勉強を終え、いろんな感想がありました。違う学校の友達ができた、うれしい声もありました。

続いて、2 月 24 日、労働安全衛生委員会からの意見書の手交がございました。検診受診の向上あるいは職場環境の改善に向けた提言を受けております。

同じく 24 日、「クオーターミーティング」がキャンプフォスター内でございまして、教育委員会から 1 件、入学式、卒業式、また入試の際の低空飛行による騒音について低減をいただきたいという申入れを行っておりますが、残念ながら、小学校卒業式で騒音が発生したという情報を受けております。

2 月 25 日、第三次宜野湾市教育振興基本計画の答申を委員会のほうから受けております。

続いて、2 月 26 日から 3 月 26 日まで 1 か月間、3 月市議会定例会が開会され、無事に閉会をいたしております。

3 月 3 日火曜日、「はごろも学習センター研究成果報告会」に参加をしております。今年は

幼稚園が1人、中学校が2人、計3人の先生方の研修がございまして、3月27日には修了式ということで、修了証書の交付をしております。

3月7日土曜日、中学校の卒業式がございまして、3月18日には小学校の卒業式がございました。各委員の皆様には教育委員会告辞をいただきまして、大変ありがとうございました。

3月9日月曜日になります。「令和7年度総合教育会議」第1回目が開催をされておりました。教育大綱の策定に向けての審議を行いました。委員の皆様、大変ありがとうございました。

続きまして、ページをめくっていただきまして、3月19日木曜日、第5回の臨時教育委員会会議がございました。各委員の皆様にはご出席をいただきまして大変ありがとうございます。改めて、お礼を申し上げます。

以上が教育長諸般の報告となります。

ご質疑のある方は挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

○一同 質疑なし

○伊波保勝 教育長 ありがとうございます。

それでは、質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思います。

(議案第10号)

○伊波保勝 教育長 続きまして、日程1「議案第10号 宜野湾市教育委員会の組織、事務分掌等に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。

教育部長。

○多和田真満 教育部長 皆さん、おはようございます。

早速、読み上げたいと思います。

まず、水色表紙の議案書1ページをお願いします。併せて、黄色い表紙の新旧対照表、そちらのほうも1ページのほうお願いいたします。

議案第10号 宜野湾市教育委員会の組織、事務分掌等に関する規則の一部を改正する規則について。

宜野湾市教育委員会の組織、事務分掌等に関する規則の一部を次のように改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和8年3月30日提出、宜野湾市教育委員会教育長、伊波保勝。

提案理由でございます。

宜野湾市社会教育施設運営方針に基づく中央公民館図書室の閉室に伴う分掌事務の整理、また、宜野湾市はごろも学習センターへの指導主事の新規配置に伴い、事務分掌の追加及び文言

整理等を行うため、規則の一部を改正する必要があるためでございます。

改正内容につきましては、黄色の新旧対照表で説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

まず、別表第1、左側の教育部生涯学習課、事務の概要の欄、第6号「成人式の開催に関すること。」を右側の「二十歳のつどいの開催に関すること。」に改めております。催事につきましては、令和5年1月より名称を二十歳のつどいに変更して開催しておりますが、規則の改正がされておりましたので、この際、名称を改めております。

次に、別表第2、同じページの下段のほうにあります。教育部、宜野湾市立中央公民館の事務の概要の欄、第3号「図書室の管理運営に関すること。」については、図書室閉室に伴い、文言を削除し、第4号から第8号を1号ずつ繰り上げる改正を行っております。

また、2ページの指導部、宜野湾市はごろも学習センターの事務の概要の欄、第4号「適応指導教室の運営に関すること。」は、令和6年11月に適応指導教室を教育支援センターに名称を変更しておりますので、本規則に規定する名称についても改めております。

さらに、同センターの事務の概要の欄、第19号「不登校を含む教育相談に関する学校への助言及び支援に関すること。」と事業を追加して改正しております。事業の追加に伴い、令和8年4月1日付で同センターには指導主事1名が新規配置されることとなっております。

最後に、水色の議案書2ページに戻っていただきまして、附則でございます。

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

以上、説明申し上げ、あとはご質疑にお答えしたいと思います。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○伊波保勝 教育長 本件に対する質疑を許します。

質疑のある委員の方は挙手をお願いいたします。

玉城委員。

○玉城健蔵 委員 適応指導教室の業務自体はそのまま継続であるということでしょうか。

○伊波保勝 教育長 指導部長。

○新川健次 指導部長 おっしゃるとおりでございます。

○伊波保勝 教育長 玉城委員、よろしいでしょうか。

○玉城健蔵 委員 はい。

○伊波保勝 教育長 ほかにご質疑ございませんか。

進めてよろしいでしょうか。

○一同 質疑なし

○伊波保勝 教育長 質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○伊波保勝 教育長 ご異議ございませんので、質疑はこれにて終了いたします。

これより宜野湾市教育委員会の組織、事務分掌等に関する規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本件を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○伊波保勝 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案のとおり可決されました。

これにて日程 1、議案第 10 号を終了いたします。

(議案第 11 号)

○伊波保勝 教育長 続きまして、日程 2「議案第 11 号 宜野湾市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について」を議題といたします。

本件に対する担当課の趣旨説明を求めます。

教育部長。

○多和田眞満 教育部長 それでは、水色の表紙、議案書 3 ページをお開きください。黄色の新旧対照表も 3 ページをお願いいたします。

議案第 11 号 宜野湾市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について。

宜野湾市教育委員会公印規程の一部を次のように改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 30 日提出、宜野湾市教育委員会教育長、伊波保勝。

提案理由でございます。

令和 8 年 4 月 1 日から宜野湾市立普天間第二幼稚園及び嘉数幼稚園が公私連携幼保連携型認定こども園へ移行し、はごろも幼稚園が公立幼保連携型認定こども園へ移行することに伴い、規程の一部を改正する必要があるためでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表 3 ページにて説明申し上げます。

まず、新旧対照表の左側が現行、右側が改正案でございます。

別表第 1 の改正です。

提案理由で述べましたとおり、普天間第二幼稚園、嘉数幼稚園及びはごろも幼稚園が認定こども園へ移行されますので、別表第 1 の 11、12 に規定する普天間第二幼稚園の印、同じく、表の 17、18 に規定する嘉数幼稚園長の印、33、こちら、次のページです。33、34 に規定するはごろも幼稚園、園長の印を削除しております。

あわせて、別表第 2 の 11、12、17、18、33、34 に規定する印影も削除しております。

最後に、附則でございます。

水色議案書4ページに戻っていただきまして、附則におきまして、この訓令は、令和8年4月1日から施行するとしております。

以上、説明申し上げ、あとはご質疑にお答えしたいと思います。ご審議のほどよろしく願います。

○伊波保勝 教育長 ありがとうございます。

本件に対する質疑を許します。

質疑のある委員の方は挙手をお願いいたします。

大川委員。

○大川 実 委員 公印の省略ということで、当然、こども園になりますので従来の幼稚園の印は使えなくなりますので、削除されていますよね。公私連携公立のこども園は、また公印を作るという形でよろしいでしょうか。

○伊波保勝 教育長 教育部長。

○多和田眞満 教育部長 大川委員のご質疑にお答えします。

公立のものにつきましては、市長部局こども部のほうの所管になりますので、そちらのほうでまた記載されるということでございます。公立に入るものだけです。先ほどで言えば、はごろも幼稚園の印だけ印影が残るということです。

○伊波保勝 教育長 大川委員。

○大川 実 委員 それぞれ部署が違うということではありますが、これまでは幼稚園関係の公文関係は教育委員会で所管されていたと思うのですが、今後はそういうことは全くないということですか。

○伊波保勝 教育長 指導部長。

○新川健次 指導部長 まず、公立認定こども園の所管は、こども部に移りまして、またその対応する課も、今回こども部に新しくできます。そういったところでこども部を通しての公文発送になると思いますが、ただ、もしかしたら研修とか、そういった内容については教育委員会のほうに届く可能性がありますので、その部分は確認しながら、委員会からもしかしたら発出する内容も十分あり得ると思いますので、連携して進めていきたいと思っております。

○伊波保勝 教育長 大川委員。

○大川 実 委員 保幼小中までの連携を宜野湾市は重視していますよね。ですので、全くここで切れてしまったら連携というのが少しどうなのかなという疑問を持たざるを得ない、これが心配なのではけれども。ですので、そういった意味で、これは委員会も少し関わってやったほうがいいのではないかなというふうに思ったこととございます。

○伊波保勝 教育長 指導部長。

○新川健次 指導部長 認定こども園を含め、幼児教育施設との連携というのは、委員会にも

幼児教育担当がいますので、引き続き連携を進めていきたいと考えております。

○伊波保勝 教育長 大川委員、よろしいでしょうか。

ほかにご質疑ございませんか。

○一同 質疑なし

○伊波保勝 教育長 質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○伊波保勝 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。

これより宜野湾市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令についてを採決いたします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○伊波保勝 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案のとおり可決されました。

これにて日程 2、議案第 11 号を終了いたします。

(議案第 12 号)

○伊波保勝 教育長 進めてまいります。

日程 3「議案第 12 号 宜野湾市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令について」を議題といたします。

本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。

教育部長。

○多和田眞満 教育部長 それでは、水色表紙の議案書 5 ページをお開きください。併せて、黄色表紙、新旧対照表は 6 ページをお願いいたします。

それでは、議案第 12 号 宜野湾市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令について。

宜野湾市教育委員会文書取扱規程の一部を次のように改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 30 日提出、宜野湾市教育委員会教育長、伊波保勝。

提案理由でございます。

宜野湾市はごろも学習センターへの指導主事の新規配置等に伴う保存文書名の追加及び改正、また、宜野湾市社会教育施設運営方針に基づく中央公民館図書室の閉室に伴う文書保存年数の整理を行うため、規則の一部を改正する必要があるためでございます。

新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。

まず、別表第 3、大分類 11、教育委員会の部、中分類 3、学校教育、小分類 4、教育研究、名称の欄、宜野湾市はごろも学習センターの取扱文書の項目になります。

最初の「長期研究教員の履歴書」、保存年限、永年を削除しまして、「教育研究に関する文書」、保存年限の欄、5年を加えております。

また、同項、「適応指導教室に関する文書」の文言を「教育支援センターに関する文書」に改めております。本教室の名称につきましては、令和6年11月に変更を行いましたので、本訓令も併せて改正を行うものです。

次に、同じく、別表第3の4、社会教育、3、中央公民館、名称の欄、図書管理台帳の保存年限を永年から3年に改めております。これは中央公民館図書室の閉室に伴い、文書保存年数を短縮し、今後、保存文書の整理等を行っていくことに伴う改正でございます。

最後に、水色の議案書6ページに戻っていただきまして、附則でございます。

附則。この訓令は、令和8年4月1日から施行するとしております。

以上、ご説明申し上げ、あとはご質疑にお答えしたいと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○伊波保勝 教育長 ありがとうございます。

本件に対する質疑を許します。

質疑のある委員の方は挙手をお願いいたします。

大川委員、どうぞ。

○大川 実 委員 履歴書に関する文書が変わったということで、より抽象的で幅広い表現になっております。というのは履歴書だけではなく、そのほか何かに関するものを、それぞれ必要に応じて受け取りますよということで、従来の履歴書は当然入っているという認識でよろしいですね。

○伊波保勝 教育長 はごろも学習センター課長。

○棚原佳乃 はごろも学習センター所長 はごろも学習センターの棚原でございます。

今、大川委員おっしゃるとおりに、これまでは履歴書のみがこのように明記されていましたが、履歴書以外にも申請書など様々な書類がございまして、それを包括して研究教員に関する文書といたしました。ちなみに、教職員の履歴書に関しては指導課のほうで永年保管はされておりますので、特段の支障はないと判断をして、このように変更しております。よろしく申し上げます。

○伊波保勝 教育長 ここに改正された部分が今後の文書保存の年限になるということですが、今ある5年保存の根拠みたいのがあるのか。要するに今打たれている5年、3年等、そもそも基準的なものをもつての5年の設定なのか。

○多和田真満 教育部長 保存年限を規定するのは特に重要なもの等の文言でしかないので、それぞれ所属の判断と過去の慣例で保存文書が5年10年と、そのままやっているという流れとなります。

○伊波保勝 教育長 ほかにご質疑ございませんか。進めてよろしいでしょうか。

○一同 質疑なし

○伊波保勝 教育長 質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○伊波保勝 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。

これより宜野湾市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令についてを採決いたします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○伊波保勝 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案のとおり可決されました。

これにて日程 3、議案第 12 号を終了いたします。

(議案第 13 号)

○伊波保勝 教育長 進めてまいります。

日程 4「議案第 13 号 宜野湾市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令について」を議題といたします。

本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。

教育部長。

○多和田真満 教育部長 それでは、水色表紙、議案書 7 ページをお開きください。併せて、黄色表紙、新旧対照表は 8 ページをお願いいたします。

議案第 13 号 宜野湾市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令について。

宜野湾市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を次のように改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 30 日提出、宜野湾市教育委員会教育長、伊波保勝。

提案理由でございます。

宜野湾市社会教育施設運営方針に基づく中央公民館図書室の閉室等に伴う生涯学習課における個別専決事項の整理、並びに、宜野湾市はごろも学習センターの設置及び運営に関する規則改正において、「適応指導教室」から「教育支援センター」に名称を変更したことに伴う個別専決事項の整理を行うため、規程の一部を改正する必要があるためでございます。

改正内容につきましては、別冊、新旧対照表にて説明を申し上げます。

黄色表紙、新旧対照表 8 ページをご覧ください。

まず、別表第 2、生涯学習課の部の事項 3、「成人式の開催に関すること。」を「二十歳のつどいの開催に関すること。」に改めております。先ほど議案第 10 号 組織、事務分掌等の規

則改正にて説明いたしましたとおり、催事の名称変更に伴う改めでございます。

次に、14 から 17 の項までは、文化事業に関する個々の事項となっておりますが、それらを削除し、18、「文化事業の広報に関すること」を「文化事業に関すること。」と改め、文化事業に関する事務事項を包含し、その重要度に応じた決裁区分に規定する改正を行っております。

続いて 10 ページ、19 の項、「文化団体の指導育成に関すること。」を「文化団体に関すること。」に改めております。文化団体に関する事務は指導育成に限らず、広報への協力や団体主催の事業への後援等、その他事務事項も包含されるよう字句を改めております。

続く 22、「入館の禁止等を決定すること。」を「入館制限に関すること。」とし、決裁区分を教育長から課長に改めております。

加えて、14 から 17 の項の削除に伴い、18 から 23 の項の項番号を繰り上げ、14 から 19 の項としております。

続いて、宜野湾市立中央公民館の部、事項 3、「図書室の管理運営に関すること。」を削除いたしまして、4 の項から 8 の項までを 1 項ずつ繰り上げる改正を行っております。

続いて、新旧対照表の 12 ページをお願いいたします。

宜野湾市はごろも学習センターの部、事項の 4、適応指導教室に関する文章を、教育支援センターに関する文章に改めております。

最後に、水色の議案書 9 ページに戻っていただきまして、附則でございます。

附則。この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するとしております。

以上、説明申し上げ、あとはご質疑にお答えしたいと思います。ご審議のほどよろしく願います。

○伊波保勝 教育長 ありがとうございます。

本件に対する質疑を許します。

質疑のある委員の方は挙手をお願いいたします。

進めてよろしいでしょうか。

○一同 質疑なし

○伊波保勝 教育長 それでは、質疑はないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○伊波保勝 教育長 ご異議ございませんので、質疑はこれにて終了いたします。

これより宜野湾市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令についてを採決いたします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○伊波保勝 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案のとおり可決されました。

これにて日程4、議案第13号を終了いたします。

休憩いたします。

(議案第14号)

○伊波保勝 教育長 再開いたします。

日程5「議案第14号 第三次宜野湾市子どもの読書活動推進計画の策定について」を議題といたします。

本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。

教育部長。

○多和田真満 教育部長 それでは、よろしくお願いいたします。

では、水色表紙、議案書10ページをお開きください。

議案第14号 第三次宜野湾市子どもの読書活動推進計画の策定について。

第三次宜野湾市子どもの読書活動推進計画の策定について、宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条第1号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和8年3月30日提出、宜野湾市教育委員会教育長、伊波保勝。

提案理由でございます。

宜野湾市子どもの読書活動推進会議において、子どもの読書活動推進のための施策に関する基本的な計画案を策定したため、教育委員会の承認を求める必要があるためでございます。

宜野湾市子どもの読書活動推進計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項に基づき策定されるもので、令和7年度末で期間満了となる第二次計画の後継計画として、このたび第三次計画案を策定いたしました。

計画書案の冊子をお配りしておりますが、大まかな内容につきましては、ピンク色の議案資料55ページ、第三次宜野湾市子どもの読書活動推進計画(案)概要に沿って説明したいと思います。

よろしいでしょうか。

まず、本計画の1、基本方針と2、計画の目標につきましては、それぞれおおむね第二次計画を継承しており、基本方針を、子供たちが自ら進んで本を読みたくなるような環境を社会全体でつくり上げるとして掲げております。その基本方針の下、読書活動の環境づくり、読書に親しむ機会の提供と充実、子供の読書活動に関する啓発・広報の3つの目標を設定しております。この基本方針と目標の下、各分野での施策や取組を推進してまいります。

次に、3、計画の期間につきましては、国、県、市の主な上位計画に倣い5か年とし、令和

8年度から令和12年度までと設定しております。

続きまして、4、計画策定に係る子供読書アンケート調査につきまして、市内小中学校及び市立保育所にご協力いただき、記載のとおり実施いたしました。第二次計画策定時からの結果追跡のため、おおむね第二次計画策定時のアンケート対象や質問項目は踏襲したものとなっております。

主なアンケート調査結果といたしましては、本を読むことが好きですかの質問に対する好きの回答率、この1か月間何冊本を読みましたかの質問に対する冊数、学校の図書館にどれくらい行っていますかの質問に対する利用頻度は、それぞれ高学年になるほど低下しており、高学年になるほど読書への関心が低下していることがうかがえます。第二次計画策定時のアンケートでも同様の傾向はございましたが、今回のアンケートではその傾向がより顕著となっております。

一方で、たくさんの子供が本を読みたくなるためにはどうしたらよいと思いますかの質問に対する自由記述には、小さい頃から読み聞かせをするや、親が本を読んでいる姿を子供に見せる、家族で本を読む時間をつくるなど、家族ぐるみで読書に親しむことの提案が多数見られるほか、本のよさをもっとアピールするや、ネットから離れるなどの記述も一定数見られました。

これらの点からも、学校、家庭、市民図書館を含めた地域が連携し、子どもの読書活動推進に努める必要があり、それぞれの枠組みでの主な取組が最後の5、第三次計画における子どもの読書活動推進のための主な取組となっております。記載のとおり、大きく、家庭・地域、市民図書館、保育所・幼稚園・認定こども園、小中学校の4つの枠組みを設定し、それぞれの取組項目を挙げております。

以上が議案第14号の説明となります。あとはご質疑にお答えしたいと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○伊波保勝 教育長 ありがとうございます。

本件に対する質疑を許します。

質疑のある委員の方は挙手をお願いいたします。

大川委員、どうぞ。

○大川 実 委員 これまでの小学校においてですが、低中高と、それぞれ目標冊数を決めて、できるだけこの冊数を読むようにということで、これまでも奨励していたわけですが、県の目標にしていた量より質ということで、その量に関してはもう示しません、その学年に応じた、その子に応じた、それぞれの読書を推進してまいりますと、個々に力を入れていきますということだったと思うんですよね。

それは大賛成ですけれども、ちょっと心配しているのは、例えばもう小学校においては、週に1回は図書館の日って決まっているんですよ。図書室利用の日が決まっているんですよ、各

クラス。先生方が国語の時間に図書室に連れていくわけです。連れて行って、そこで読書をさせるという時間があります。ちょっと危惧するのは、そういった量も関係なくてその子自身のということになりますと、これは一応ベストなんですけれども、国語の時間なので、図書室を利用しないで国語の授業をやるということが、もしかしたら今後出るんじゃないかなと思っています。

なぜかというとは本来先生方は読書指導をしますが、私が覚えている範囲内で言いますと、なかなか読書指導をする先生は少ないんですよ。そこで連れていだけとか、行っておいでとかというふうなことがあって、子供任せになっていました。量より質で大賛成ですけれども、先ほどからお話ししているように目標がないですよ。なので、そういった図書館の利用、本を借りる機会がより少なくなるのではないかという危惧をしています。そうじゃなくて質にしっかりと子供たちが活きているよというふうなものを何で量っていくかということが気になるので、ここら辺教えていただけないでしょうか。

○伊波保勝 教育長 大城係長。

○大城孝之 社会教育係長 生涯学習課社会教育係の大城と申します。

今ご指摘いただいたこと、ごもっともでございます。学校の授業の中で、学校教育の中での取り組みにつきましては、この計画の中の16ページに、いろいろな項目に対する取組を、小中学校の司書から挙げてもらっております。その中で、多様な学びに対しての読書の授業であったり、環境の整備ですね。それから、市民図書館におきまして、学校図書館支援センターという機能が立ち上がっておりますので、そこと学校司書さんが連携した取組を今進めているところでございます。そこら辺をさらに推進していきながら、小中学校における読書の取組をこれからも続けていく計画でございます。

ご指摘いただきました、どうやって今後量っていくのか、そのことにつきましては、子ども読書活動推進会議がでございますので、そこでアンケートの結果を確認していく中で、今後の取組というのは検討していければなと考えております。

以上です。

○伊波保勝 教育長 図書館長。

○金城広郁 市民図書館長 おはようございます。少しだけ補足させてください。

今回この第三次読書活動推進計画に当たって、各学校に配置されている司書の方と意見交換する機会がありました。今、大川委員からもありましたけれども、10年前に比べて確実に本を読める子供たちが減っているそうです。長い文章すらもう読めなくなっています。

そういった中で、先ほど大城係長からもありましたけれども、学校図書館支援センターという機能を市民図書館の中に設けました。建物を建てたのではなくて、今までやってきている学校との連携を、設置や要綱をつくった上で連携していきたいと設けたのですけれども。

具体的に申し上げますと、現在、月に一度、各小中学校の司書13人が集まっていろいろな意見交換や研修等を行っています。それを明文化して、学校図書館支援センターの機能としての位置づけ、それと市民図書館からは、定期的に各学校図書館に各種資料を、学校にはないような例えば大きな特殊な本とか、そういったものを定期的に各学校の司書の依頼に応じて配送しています。これも予算がついていますけれども、この予算をしっかりと継続的に確保した上で、今後も連携した取組やしていきたい形で、学校図書館支援センター設置要綱というものの中にちゃんと入れて、今年度から取組をやっていますので、例えば、各学校の届けた資料が毎月何冊あるのかという部分を取っていく中で、どれぐらい各学校図書館に市民図書館のほうから専門的な資料が届いているか、利用されているかという形の一つのこれが指標になっていくのかなと思っていますので、そういった形で数字を見ていきながら、毎月行っている各学校図書館司書たちとの意見交換、研修会を通じて、連携していく中でもっといろんな取組をやっていけるんじゃないかなと思っています。

今回、第三次宜野湾市子ども読書推進活動計画にもその辺盛り込んでいますので、そういった中で確認させていただければなと思います。

以上です。

○伊波保勝 教育長 はい、どうぞ、大川委員。

○大川 実 委員 ありがとうございます。

先ほどからお話ししているように量から質への転換というのは、大賛成なんですよ。その子に合ったものがやっぱりありますよね。同じ4年生でも3年生レベルの子もいれば5年生レベルの子もいるんですよ。ですから、それぞれの子に合ったそういった読書活動をしてほしいわけですね。

そのためにはやはり先生方も積極的にアプローチしないといけないと思うんですね。今まではちょっと量があったものだから、どうしても読ませたいというのが関わっていたと思うんですけども、そこら辺がちょっと心配だったものですから。

もう一つは、やっぱり今おっしゃっているように、何というんですかね、図書司書や先生方が例えば読書の量が増えているという地区があったら、そこは一体どういう点があったからそうなったかなというふうなものを、視察研修とかそういった情報交換、そういったものを取り入れてやれば、子供たちもしかしたらもっと本に親しんでくれるかなというふうに思っておりますので、今後のそういった活躍を期待したいなというふうに思っております。よろしく願いします。

○伊波保勝 教育長 大川委員の提言に対するまとめを指導部長お願いします。

○新川健次 指導部長 ご提言ありがとうございます。

今、先ほどからあった本離れというのは実際に進んでいるというところで、司書も大変危惧

しておりますが、この市の図書館との連携、センターと一体となって研究を進めていく中で、先ほどご提言のありました先進地等の情報も取り入れながら、子供たちにどうアプローチして、どう本に親しむ機会を増やすかというのはまた考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○大川 実 委員 よろしくお願ひします。

○伊波保勝 教育長 ほかにご質疑ございませんか。

玉城委員。

○玉城健蔵 委員 長文も読めない子が増えているとかいう話もありましたけれども、今後の取組のところでLLブック、蔵書充実に努めると書いてあるんですが、今どんなことを考えているのかなというのと、それから電子図書とか実際に学校でも取り入れる予定なのかという点ですね。

それから、もう一つ、今中学校を見ていると、朝の活動がなくなっているんですよ、働き方改革とかで。読み聞かせボランティアの充実というのがあったのですが、これは学校ではどういうふうになるのかなというのを教えていただきたいなと思ひます。この2点お願ひします。

○伊波保勝 教育長 図書館長。

○金城広郁 市民図書館長 玉城委員のご質疑にお答ひします。

多様な子どもたちと表現しておりますが、ちょっと字が大きい本や、絵本、触れる絵本というのがあって、そういったものを県のほうで貸出しを行っているんですが、充実した品ぞろえにはなっていないんですが、そういったことにも視点を置きながら、量から質へという、そういう部分を含め個別対応ができる形で図書館としても考えています。また、学校図書館のほうでもそういった個別対応型が求められてきていると思ひますので、なかなか少ない予算の中であれもこれもできない部分がありますので、市民図書館と学校図書館はもっと連携していきながら、例えばこちらの学校図書館にない資料を市民図書館のほうで見てとか、そういったもので連携しやっけていきたいと考えています。電子図書サービスについては、宜野湾市は入れていないんですが、入れている自治体の話を聞くと維持費が大変だそうです。入れたときはいいんですが、入れっ放しのプランと、毎年予算をかけないといけない部分があり、電子の予算に結構ウエートがいて、紙レベルの本の資料代が減っているとの話があります。入れているところは入れているところで課題があるとのことですので、各自治体、困っているというのが実情であります。

ただ、電子図書サービスは便利な部分があります。ただ、物すごくお金がかかるということ。個別的な対応を少しずつ進めていきたいと考えています。

○大城孝之 社会教育係長 読み聞かせボランティアの件につきましては、学校において小中

学校の時間に読み聞かせ活動がされておりましたけれども、コロナを経て、学校によって大分落ち込んでいる学校もあるというふうに司書さんからご報告がございました。そこを以前のよ
うな形で少しでも持っていく取組として、計画の7ページに取組を記載したんですけれども、
地域の取組として地域コーディネーターと連携した読み聞かせボランティアの活動を推進とい
うのを盛り込んでおります。生涯学習課のほうで各小中学校に配置した学校と地域をつなぐ地
域コーディネーターと連携して、保護者やPTAOB、そして地域住民を巻き込んだ読み聞か
せボランティアの活動の推進、もう一度活性化させるような取組を今後計画しております。

○伊波保勝 教育長 玉城委員。

○玉城健蔵 委員 さっきも言いましたけれども、中学校が朝の活動がなくなってきているん
ですよ。朝の時間がないことに関してはどうな対応をしますか。

○伊波保勝 教育長 指導部長。

○新川健次 指導部長 朝の活動の時間、8時半から授業をスタートしてということがありま
すので、学校によっては朝の時間を午後に持っていつているところがあったりするんですね。
そういったところで何か工夫ができるかどうかというのを、実際昼休みの時間とか前とか、そ
ういったところで設定していると聞いたことがあります。そういった情報も確認しながら、週
時程の中にどう入れ込めるかというのを研究していければと思っています。

○玉城健蔵 委員 ありがとうございます。

○伊波保勝 教育長 よろしいですか。

ほかにありますか。

下地委員。

○下地美幸 委員 先ほどから大川委員、玉城委員もおっしゃっているんですけれども、読書
に触れる機会、本に触れる機会がコロナ禍で少なくなっているという話なんですけれども、こ
のアンケートを見ていると、子供たちの回答の中で小学生も中学生そうなんですけれども、ほ
かの遊びをしたいとか、係や委員会で忙しい、部活、塾の習い事で忙しい、行きたい時間が合
わないという、何とか本から離れている原因が少し見えるのかなというのが、このアンケ
ートで私は思ったんですけれども、子供たちの時間配分というんですかね、以前だったら多分
休み時間に図書館に行ってできたと思うんですけれども、この間のやることが多い、放課後も
部活動、ほかに係、委員会などで、時間が取れないというのも大きい原因になっているのかな
というのを思います。その辺にも、さっきおっしゃっていた授業の中で本に触れる機会があれば、
こういったのが少し減ってくるのかなと思うんですけれども、その辺どうでしょうか。

○伊波保勝 教育長 指導部長。

○新川健次 指導部長 ご指摘ありがとうございます。

下地委員がおっしゃっているように、時間に追われているというのは、先生方も多分同じよ

うな感じなんかなというふうに思います。

今、授業実数も1,086時間の中で実際やっていくということで、結構、放課後の時間をつくるようにはしているんですね。なので、そういったところで、実際子供たちのほうが行く前に図書館が閉まっていたり、そういったところも実際あるのかなというふうに思います。

先ほどありました大川委員から、週1で時間割を組んでいるんですけども、なかなか行けない部分があるというところもありますので、ただ、この16ページに、学校図書館の計画的な利用というような形で、必ずしも国語と限らず、各教科において授業内容に応じた図書資料の準備して、その質の向上を図っていくというところで、できるだけ子供たちが通えるような機会をつくるというところは、必要になってくるのかなというふうに思いますので、また機会がある際に学校のほうにもお声かけしていきたいと思います。

○伊波保勝 教育長 下地委員。

○下地美幸 委員 図書館で本を読むって結構高校までこういった資料出てくるんですよ。図書館に通う頻度が少ないとか、冊数の1人当たり何冊借りているとか、最近もその資料と見させていただいたんですけども、小中から少ないと、やっぱり高校になるともっと少なくなるので、こういった読書活動への定着を、もちろん保護者もそうなんですが、協力してそういう機会が増えるようにしていけたらと思います。

○伊波保勝 教育長 ありがとうございます。

ほかにご質疑ございませんか。

進めてよろしいでしょうか。

○一同 質疑なし

○伊波保勝 教育長 それでは、質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○伊波保勝 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。

これより第三次宜野湾市子どもの読書活動推進計画の策定についてを採決いたします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○伊波保勝 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案のとおり可決されました。

これにて日程5、議案第14号を終了いたします。

休憩いたします。

(議案第15号)

○伊波保勝 教育長 再開いたします。

日程6「議案第15号 宜野湾市はごろも学習センターの管理運営規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。

指導部長。

○**新川健次 指導部長** それでは、水色表紙の議案書11ページですね。併せて、黄色の表紙の新旧対照表の14ページをお開きください。

それでは、議案第15号 宜野湾市はごろも学習センターの管理運営規則の一部を改正する規則について。

宜野湾市はごろも学習センターの管理運営規則の一部を次のように改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第25条第2項第2号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和8年3月30日提出、宜野湾市教育委員会教育長、伊波保勝。

提案理由でございます。

はごろも学習センターに指導主事が令和8年度より新規に配置されることに伴い、職の設置及び分掌事務の追加を行い、また、令和6年度に適応指導教室から教育支援センターへ変更したことに伴い字句の整理をするため、規則の一部を改正する必要があるためでございます。

改正内容につきましては、黄色の表紙、新旧対照表14ページでご説明申し上げます。

まず、第2条、職の設置の改正でございます。令和8年度4月より、はごろも学習センターに新たに指導主事1名が配置されることになりましたので、指導主事の字句を追加しております。

次に、第3条、分掌事務の改正でございます。令和6年度に適応指導教室の呼称から教育支援センターへ改めた際に、はごろも学習センター管理運営規則の改正が漏れていたため、この際、字句の修正を行っております。

そして、第2条に関して、新たに配置される指導主事の分掌事務として第19号を追加しております。

最後に、議案書の12ページに戻っていただきまして、附則でございます。

附則。この規則は、令和8年4月1日から施行するとしております。

以上、ご説明申し上げ、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**伊波保勝 教育長** ありがとうございます。

本件に対する質疑を許します。

質疑のある委員の方は挙手をお願いいたします。

玉城委員。

○**玉城健蔵 委員** 県のほうが不登校に力を入れていくことになったからかなと思うんですけど

れども、具体的に何をやるのかなというのを教えていただきたいと思います。

あと、教育支援センターに変わった際に、実務者研修はそのままのかなというのを、2点教えていただけますでしょうか。

○伊波保勝 教育長 指導部長。

○新川健次 指導部長 まず、指導主事の配置につきましては、本市が例年この不登校が増加傾向にあることということで、500名を超えていて、県の中でもかなり高い数字を示しております。それで、その対応を行うために本市のほうから指導主事の配置を依頼しまして、次年度から指導主事の配置を行うことになりました。

内容としましては、不登校を含む教育相談に関する助言及び支援ということですが、喫緊の課題としては不登校で学校に通えないお子さん、そういったところをSSW（スクールソーシャルワーカー）と連携しながら実態を把握して、またフリースクールのほうにも通われているというところもありますので、そういったところの内容の確認、あと、先ほどありました適応指導教室のほうも実務者研修はそのまま続いていきますので、その関係や、不登校に関する内容の整理や分析するところですね。そして、どういう手だてを学校と連携して行っていったらいいかということも考えながら、本市の大きな課題である不登校に対して迫っていったらなというふうに考えております。

○伊波保勝 教育長 玉城委員、どうぞ。

○玉城健蔵 委員 具体的に指導主事は、どんなことをするのですか。

○新川健次 指導部長 まず、各学校に回って行って、不登校の内容は確認しながらやっていくということと、あと今考えているのは、フリースクールなども今実際あちこちであるのでそういったところへ行き、子供たちの様子を見るなど。あとは今行っている不登校の学習支援を行っている支援員と連携しながらやっていくと。そういった個々に合った生徒指導、不登校関連で行っていたところを切り離し、特化して専門でやっていくということで考えております。

○玉城健蔵 委員 分かりました。

○新川健次 指導部長 何か委員のほうから、こういったものがあるといいよということがありましたら、ぜひご意見をください。

○伊波保勝 教育長 今までの研修の担当の主事もいて、追加の増員ということだね。

○新川健次 指導部長 そうです。これまでは教育研究所のほうで来る実務の方と研究の方がいました。実務のほうは支援担当に見ていただいて、教育研究のほうは主事がいるんですけども、この主事のほうは、またさらにDXのICTを活用した授業のほうも見ていくということで、これまで結構ウェイトが大きくなったところを切り離して、指導主事は、不登校の部分に特化してやっていただこうと考えております。

○伊波保勝 教育長 ほかにご質疑ございませんか。大川委員、どうぞ。

○大川 実 委員 若葉教室へもこれまで以上に積極的に関わっていくというふうなことでよろしいですか。

○伊波保勝 教育長 棚原所長。

○棚原佳乃 はごろも学習センター所長 ご答弁申し上げます。

大川委員おっしゃるとおり、これまでは研修係長、指導主事でございますけれども、研修係長（助言）という立場でございましたけれども、今回新たに教育相談を統括する指導主事を配置することで、若葉をより一層、活性化というか、何か新たな取組も含めて考えていけたらなと思っております。

○伊波保勝 教育長 進めてよろしいでしょうか。

○一同 質疑なし

○伊波保勝 教育長 それでは、質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○伊波保勝 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。

これより宜野湾市はごろも学習センターの管理運営規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○伊波保勝 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案のとおり可決されました。

これにて日程 6、議案第 15 号を終了いたします。

休憩いたします。

（議案第 16 号）

○伊波保勝 教育長 再開いたします。

日程 7「議案第 16 号 宜野湾市児童生徒の県外等派遣に関する補助金交付要綱の一部を改定する告示について」を議題といたします。

本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。

指導部長。

○新川健次 指導部長 それでは、水色表紙の議案書 13 ページ、ピンク色の議案資料 65 ページをお開きください。

それでは、青色の議案書 13 ページですね。

議案第 16 号 宜野湾市児童生徒の県外等派遣に関する補助金交付要綱の一部を改定する告示について。

宜野湾市児童生徒の県外等派遣に関する補助金交付要綱の一部を次のように改正したいので地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 30 日提出、宜野湾市教育委員会教育長、伊波保勝。

提案理由でございます。

補助金の事務執行の適正及び手続の簡素化を図るため、様式の一部を改正する必要があるためでございます。

今回の改正内容のご説明を申し上げる前に、県外派遣に関する補助金の内容について、まずご説明させていただきます。

派遣費の対象者は、宜野湾市立に在籍する、または宜野湾市に住所を有する小中学生で、部活動等で県外等へ派遣される際の補助金となっております。

援助費目は、航空運賃の実費の 85%と、宿泊料は上限 1 泊 6,800 円となっております。令和 7 年度の補助実績につきましては、補助額は約 1,038 万円であり、延べ 192 名への補助を行っております。

では、今回の改正内容についてご説明申し上げます。

今回は様式第 2 号と様式第 8 号の改正となっております。

青い表紙の議案書 14 ページ、黄色い表紙の新旧対照表の 16 ページをご覧ください。

まず、現行の様式第 2 号は、補助対象である航空運賃及び宿泊費の見積額をそのまま申請額として提出する様式となっておりますが、議案書 14 ページの変更後の様式のほうでは、申請時に補助額を算出することで、補助予定額を明確化することとしました。よろしいでしょうか。議案書 16 ページのほうは、まず必要な金額のみを報告していただいていたんですが、今回はもうあらかじめ補助数が 8 割 5 部と 6,800 円 1 泊、これを明記して、その分の申請を行ってもらう形になっております。

次に、議案書 15 ページ、新旧対照表の 18 ページをご覧ください。

現行の様式 8 号は、実績報告時に提出する書類で、交付決定額と実績額を記載する様式となっておりますが、申請者の記載誤りが多々あることや、実績報告時においては領収書等により精査し補助金の確定を行いますので、記載する必要がございませんので、新旧対照表の 17 ページの様式へ変更することとしました。

要綱の改正点は以上でございます。

以上、ご説明申し上げ、ご質疑にお答えしたいと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○伊波保勝 教育長 ありがとうございます。

本件に対する質疑を許します。

質疑のある委員の方は挙手をお願いいたします。

どうぞ、親川委員。

○親川利恵 委員 宿泊費ですけれども、上限 6,800 円ですが、素泊まり、それとも 1 泊朝食つきのプランとかでも大丈夫なのでしょうか。食事など記載がないので。高校のほうでもちょっといろいろあって、小中学校のほうはどうなのかなと思ひまして。

○新川健次 指導部長 上限なので、朝食込みでも問題ありません。

○親川利恵 委員 プランに入っていれば大丈夫ということですね。ありがとうございました。

あと、もう一つ、引率の先生は、県から支払われますか。

○新川健次 指導部長 そうです。

○親川利恵 委員 ありがとうございました。

○伊波保勝 教育長 ほかにご質疑ございませんか。

どうぞ、玉城委員。

○玉城健蔵 委員 15 ページの新県外派遣費計算書というのは学校が出すのですか。

○新川健次 指導部長 そうですね、代表者が提出しているもので、学校によっては P T A のほうで提出されたりしております。

○玉城健蔵 委員 85% というのも学校で計算している。

○新川健次 指導部長 そうですね。85% というのはこの新の 15 ページのほうでは、申請の際に、もう 8 割 5 分を掛けた金額を出していただいて、実際に実績報告の際は、その交付を受けた額というのは領収書等で確認することができるので、その内容で進めていくことになっております。

○伊波保勝 教育長 よろしいですか。

ほかにご質疑ございませんか。

○一同 質疑なし

○伊波保勝 教育長 それでは、質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○伊波保勝 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。

これより宜野湾市児童生徒の県外等派遣に関する補助金交付要綱の一部を改定する告示についてを採決いたします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○伊波保勝 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案のとおり可決されました。

これにて日程 7、議案第 16 号を終了いたします。

(議案第 17 号、議案第 18 号)

○伊波保勝 教育長 続きまして、日程 8「議案第 17 号 宜野湾市就学援助規則の全部を改正する規則について」から日程 9「議案第 18 号 宜野湾市就学援助事務取扱要綱を廃止する訓令について」は関連する議題となるため、一括して審議をお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

○一同 異議なし

○伊波保勝 教育長 ご異議ありませんので、議案第 17 号、議案第 18 号について一括して審議をいたします。

それでは、担当者の趣旨説明を求めます。

指導部長。

○新川健次 指導部長 それでは、まず、議案第 17 号についてご説明いたします。

青色表紙の議案書 17 ページとピンク色の議案資料の 83 ページ、現行の就学援助規則になっております。両方をご準備お願いいたします。

では、議案第 17 号 宜野湾市就学援助規則の全部を改正する規則について。

宜野湾市就学援助規則の全部を次のように改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 30 日提出、宜野湾市教育委員会教育長、伊波保勝。

提案理由でございます。

就学援助に関する事務の取扱につきましては、宜野湾市就学援助規則並びに宜野湾市就学援助事務取扱要綱を規定しておりますが、援助費目の変更や廃止、援助額の改定、法改正があった場合、規則並びに要綱を合わせて改正する必要や文言調整など事務が煩雑していることを踏まえ、規則に集約することで事務の簡素化を図ることができるため、現行の宜野湾市就学援助規則を全部改正する必要があるためでございます。

続きまして、議案書 18 号についてご説明申し上げます。

青色の議案書 31 ページと、ピンク色の議案資料 87 ページ、この 87 ページも現行の事務取扱要綱となっております。ご準備のほうをお願いいたします。

それでは、議案第 18 号 宜野湾市就学援助事務取扱要綱を廃止する訓令について。

宜野湾市就学援助事務取扱要綱を次のように廃止したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 30 日提出、宜野湾市教育委員会教育長、伊波保勝。

提案理由でございます。

現要綱は、就学援助に関する事務の取扱について規定しておりますが、援助費目の廃止、援助額の改定、法改正などがあった場合、現行の宜野湾市就学援助規則並びに現要綱を合わせて

改正する必要や文言調整など事務が煩雑していることを踏まえ、全部改正予定の「宜野湾市就学援助規則」へ集約することで事務の簡素化を図ることができるため、現行の宜野湾市就学援助事務取扱要綱を廃止する必要があるためでございます。

今回の改正についてのご説明を申し上げる前に、就学援助制度についてご説明をさせていただきます。

就学援助とは、宜野湾市立の小中学校に在籍予定の児童生徒または宜野湾市内に住所を有する児童生徒の保護者で、経済的理由によって就学困難と認められる場合、学用品費や学校給食費等の一部を援助する制度であり、市町村が実施主体となっております。

就学援助の申請を希望する方は、毎年申請が必要となり、世帯の収入額で審査し、認定となれば援助費が年3回に分けて支給されます。

それでは、今回の改正について、ピンク色の議案資料 81 ページをもってご説明いたします。よろしいでしょうか。

1 点目は、現行の要綱を改正予定の規則へ集約をすることを目的としております。

就学援助に関する事務の取扱いについては、宜野湾市就学援助規則並びに宜野湾市就学援助事務取扱要綱を規定しておりますが、援助費目の変更や廃止、援助額の改定、法改正があった場合、規則並びに要綱を合わせて改正する必要や文言調整など事務が煩雑化しているため、繰り返しになりますが、改正予定の規則に集約することで事務手続の簡素化を図ることができるためでございます。

2 点目は、援助費目である医療費の廃止でございます。

医療費とは、就学援助認定者が指定されている病名で医療機関を受診した場合、その医療費を就学援助費で負担するものでありますが、令和4年度からこども医療費助成事業の拡充により、準要保護認定者がその制度を利用することによって大幅に申請件数が減っていること、生活保護受給者である要保護認定者は就学援助の対象外であること、治療に関しては保護課担当窓口での手続が必要となり不便であること、他市の状況を踏まえ、廃止することとしました。

3 点目は援助費の改定でございます。

国が示す補助単価に合わせて、議案資料のとおり援助額を増額改定しております。

特に、新入学学用品費は小学校で1万6,460円、中学校では1万5,600円と大幅な増額となっております。

以上、ご説明申し上げ、ご質疑でお答えしたいと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○伊波保勝 教育長 ありがとうございます。

それでは、議案第17号及び議案第18号について質疑を許します。

質疑のある委員の方は挙手をお願いいたします。

玉城委員、どうぞ。

○玉城健蔵 委員 医療費の廃止について、要保護、準要保護以外については、もうないということですか。

○伊波保勝 教育長 指導部次長。

○津島美智子 指導部次長 お答えいたします。

要保護、準要保護以外のほうは、医療費助成の制度がありますので、そちらで助成金をもらっております。現金を出すことなく受診して、そのまま病院へは市のほうから振り込むという形をとっております。

○伊波保勝 教育長 ほかにございませんか。

進めてよろしいでしょうか。

○一同 質疑なし

○伊波保勝 教育長 それでは、質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○伊波保勝 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。

それでは、各議案ごとに採決をしまいたいと思いますので、よろしくお願ひします。

これより日程8、議案第17号 宜野湾市就学援助規則の全部を改正する規則についてを採決いたします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○伊波保勝 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案のとおり可決されました。

これにて日程8、議案第17号を終了いたします。

続きまして、日程9、議案第18号 宜野湾市就学援助事務取扱要綱を廃止する訓令についてを採決いたします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○伊波保勝 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案のとおり可決されました。

これにて日程9、議案第18号を終了いたします。

休憩いたします。

(議案第19号)

○伊波保勝 教育長 再開いたします。

日程 10「議案第 19 号 宜野湾市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。

指導部長。

○**新川健次 指導部長** それでは、水色表紙の議案書 33 ページ、併せて黄色の表紙の新旧対照表 19 ページから 21 ページ、桃色の議案資料は 99 ページからの 103 ページとなっております。黄色は新旧対照表は 19 ページ、桃色の議案資料は 99 ページをお開きください。

それでは、議案第 19 号 宜野湾市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則の一部を改正する規則について。

宜野湾市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則の一部を次のように改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 30 日提出、宜野湾市教育委員会教育長、伊波保勝。

提案理由でございます。

西普天間地区の土地区画整理事業に伴い、当該地域に係る指定通学区域を新たに定めるとともに、これまでの自治会区単位による表記を見直し、住居表示または地番による詳細な表記へ変更することで、通学区域をより明確にする必要があるためでございます。

改正内容につきましては、議案資料 99 ページの概要でご説明申し上げます。

まず、今回は西普天間住宅地区に係る通学区域の新設となっており、当該地区は普天間第二小学校及び普天間中学校地区に隣接していることから、それぞれ当該校を指定通学区域として設定するものとなっております。

次に、別表の表記が、これまで丸々自治会の一部などの自治会単位による抽象的な表記となっており、境界が不明確な箇所がございましたことから、正確な通学区域の明示及び事務の適正化を図るため、住居表示または地番による詳細表記へ全面的に変更するものでございます。

また、詳細表記への変更に伴い、第 2 条第 2 項の同一地番で 2 校以上にまたがるものについては、教育委員会において定める通学区域とするは、別表で詳細に示しているため、この情報を削除するものでございます。

議案書の 36 ページに戻っていただきまして、附則でございます。

附則。この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するとしております。

以上、ご説明申し上げ、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**伊波保勝 教育長** ありがとうございます。

本件に対する質疑を許します。

質疑のある委員の方は挙手をお願いいたします。

○新川健次 指導部長 追加して、机上のほうにカラー刷りの資料がございますが、併せて、これまでは自治会区ごとの通学というふうになっておりましたが、西普天間のほうはまだ自治会名が決まっていないことから、今回はこの詳細な地番のほうで通学路を指定するというところで改正するものでございます。

○伊波保勝 教育長 ご質疑ございませんか。

大川委員、どうぞ。

○大川 実 委員 今まで基地でしたから、戦前は安仁屋だったんですね。また改号されたら、そのまま字名ですかね、それでそのまま使うということなんですよ。

○新川健次 指導部長 この西普天間のところですね。

○大川 実 委員 はい。

○伊波保勝 教育長 学務係長、どうぞ。

○松元典子 学務係長 人が引っ越してきたときはもう地番表示で最初は割り振って行って、また人が増えていったら、また住居表示というやり方に整理して変えるというところですけども、当初はこの字安仁屋とか字普天間という地番になっていると思います。

○大川 実 委員 これまではなかったものですから、基地の中でしたのでね、全然なじみがないというか、感想です。

○伊波保勝 教育長 よろしいですか。

ほかにご質疑ございませんか。

進めてよろしいでしょうか。

○一同 質疑なし

○伊波保勝 教育長 質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○伊波保勝 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。

これより宜野湾市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○伊波保勝 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案のとおり可決されました。

これにて日程 10、議案第 19 号を終了いたします。

休憩いたします。

(議案第 20 号、議案第 21 号)

○伊波保勝 教育長 再開いたします。

日程 11「議案第 20 号 宜野湾市立幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意見聴取に関する規則の制定について（意見聴取）」から、日程 12「議案第 21 号 宜野湾市立はごろもねたてこども園の設置及び教育課程の策定について（意見聴取）」は、関連する議題となるため一括して審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○一同 異議なし

○伊波保勝 教育長 ご異議ございませんので、議案第 20 号から議案第 21 号について一括審議をいたします。

これより担当者の趣旨説明を求めます。

指導部長。

○新川健次 指導部長 それでは、水色の議案書 37 ページをお開きください。

議案第 20 号 宜野湾市立幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意見聴取に関する規則の制定について（意見聴取）。

宜野湾市立幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意見聴取に関する規則の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条第 2 項の規定により、宜野湾市長から別紙 1 のとおり教育委員会へ意見聴取があったため、別紙 2 のとおり回答することについて、教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 30 日提出、宜野湾市教育委員会教育長、伊波保勝。

提案理由でございます。

市が設置する幼保連携型認定こども園における事務の実施に関し、教育委員会の意見聴取に関する規則を制定するため、市長から意見を求められたことに伴い、教育委員会の意見を申し出る必要があるためでございます。

続きまして、意見聴取規則の内容についてご説明申し上げます。

1 枚めくっていただいて、39 ページをお願いいたします。

幼保連携型認定こども園に関する事務について、教育委員会の意見を聴取する事項について（1）から（3）まで定めることとなります。そして、この内容に対して 1 ページめくっていただいて 40 ページのとおり、教育委員会の意見を申し出ていただくことを想定しております。

以上が議案第 20 号 宜野湾市立幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意見聴取に関する規則の制定について（意見聴取）の説明となります。

引き続き、議案第 21 号 宜野湾市立はごろもねたてこども園の設置及び教育課程の策定について（意見聴取）についてご説明申し上げます。

宜野湾市立はごろもねたてこども園の設置及び教育課程の策定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条第 1 項の規定により、宜野湾市長から別紙 1 のとおり教育委員

会へ意見聴取があったため、別紙2のとおり回答することについて、教育委員会の議決を求める。

令和8年3月30日提出、宜野湾市教育委員会教育長、伊波保勝。

提案理由でございます。

はごろも幼稚園が令和8年4月1日付で新たに宜野湾市立幼保連携型認定こども園に移行するに当たり、園の設置及び教育課程の策定について、市長から意見を求められたことに伴い、教育委員会の意見を申し出る必要があるためでございます。

続きまして、めくっていただいて43ページ、意見聴取する内容についてご説明申し上げます。

設置する宜野湾市立はごろもねたてこども園の概要と、次の44ページから46ページは策定する教育課程となっております。そして、この内容につきまして、議案書をめくっていただいて47ページのとおり、教育委員会の意見を申し入れていただくことを想定しております。

補足でございますが、本議案で意見聴取いただく事項につきましては、39ページの議案第20号の(1)及び(2)が根拠となっております。本来ならば、議案第20号の規定は、本定例会前に意見を聴取し制定する必要があったんでございますが、本議案とともに本定例会の提案となっております。そのあたりの経緯につきまして、こども部よりご説明がございますので、よろしく願いいたします。

○又吉時生 認定こども園担当主幹 皆さん、こんにちは。おはようございます。こども部こども政策課の又吉と申します。

それでは、経緯と詳細についてご説明させていただきます。

今回の規則制定に当たりましては、本来であればもっと早い時期に委員の皆様にご意見聴取すべき事項でございましたが、法律の趣旨について理解不足があったことにより手続が遅れてしまったこと、担当部としておわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

規則の制定理由でございますが、資料の宜野湾市立幼稚園保育所の認定こども園移行等に関する基本計画の17ページ、抜粋をご覧ください。

この資料は移行スケジュールとなります。

はごろも幼稚園が令和8年4月1日付で新たに宜野湾市立幼保連携型認定こども園に移行するに当たり、認定こども園に関する教育委員会の意見を聴取すべき基準を定めようとするものでございます。令和6年2月に本市では、宜野湾市立幼稚園保育所の認定こども園移行等に関する計画を策定してございます。

スケジュールにおいて、令和7年度から大山幼稚園を公私連携こども園に移行して、今年度令和8年度については3園、はごろも幼稚園が公立のこども園、嘉数幼稚園と普天間第二幼稚園が公私連携こども園に移行し、令和8年4月1日に開園する予定となっております。令和9年度には、長田幼稚園と大謝名幼稚園が公私連携こども園に、志真志幼稚園が公立こども園

として令和9年4月1日に開園いたします。令和10年には、普天間幼稚園と宜野湾幼稚園が最後に公立こども園として開園する予定の基本計画のスケジュールとなっております。

それでは、また引き続き規則の案の内容について戻ります。

教育委員会からの意見聴取事項として次の3点を定めたいと考えてございます。

規則案の中において、(1)として、認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定に関する事、この具体的な事項としては、国が定める幼保連携型認定こども園教育保育要領において策定することとし、教育保育の内容に関する全体的な計画に記載する教育及び教育の目標や年齢ごとの狙いなどの基本的な項目が挙げられると考えております。

(2)は、認定こども園の設置と廃止等に関する事となります。

(3)につきましては、その他の必要な事項を委員の皆様から意見を求める事項となる事となります。

以上が規則の内容となっております。

続きまして、規則案に定めた意見聴取事項となる、はごろもねたてこども園の設置と園における教育課程についてご説明いたします。

お配り資料の宜野湾市立はごろもねたてこども園についてをご覧ください。

資料ですね。43ページをご覧ください。よろしいですか。

宜野湾市立はごろもねたてこども園について、まず名前の由来についてでございます。

宜野湾市立認定こども園は、地名の後に「ねたて」を入れてまいります。「ねたて」とはおもろそうしに表された言葉で、古琉球の時代から物事の根源または共同体の中心等を意味しています。中学校に1つずつ公立こども園を設置してまいりますので、公立認定こども園の役割として、各中学校区の中心となって公私連携園をリードしながら、地域の保育施設と小学校をつなぐ結節点となることが期待されます。つまり、共同体を中心として役割を担うことから名前に「ねたて」をつけることといたしました。

こども園の開園時間でございます。月曜日から土曜日まで、朝は7時15分から開園してまいります。平日におきましては、延長保育も含めまして19時15分となっております。

3番、勤務時間でございます。勤務時間において職員はシフト制で勤務する形となります。月曜日から金曜日までは7時に出勤して、19時15分までシフトで対応してまいります。

4番、学級数。これははごろもねたてこども園の学級数になりますが、3歳児が1クラス20名、4歳児が1クラス25名の編成といたしまして2クラスを予定してございます。5歳児も同様となります。

5番、職種。こちらがこども園の組織体制となります。

1番目、管理者が園長、副園長、指導保育教諭を係長職として正規職員3名配置します。

2番、担任保育教諭、こちらが1クラス3名の複数担任制を実施してまいります。正規職員

6名と会計年度9名で編成してまいります。

3番、この担任保育教諭をカバーする職員としてフリー保育教諭を配置いたします。正規職員1名と会計年度を短時間勤務も含めまして9名で編成してまいります。

4番、看護師を会計年度で2名配置いたします。こちらは医療的ケア児への対応等も含めまして、看護体制をしっかりと配置する形となります。

最後に、用務員を配置いたします。用務員は、まず小学校の安全対策に沿って、交通安全の見守り等を含めて用務員を配置しております。

6番、一日の流れがこの表のとおりとなります。大きく変わる点といたしましては、こども園では全ての子供に給食を提供していく形となります。

以上が、はごろもねたてこども園の概要となります。

次に、園で実施する教育課程の基本的事項となりますが、ここからは仲地幼稚園教諭が説明します。

○**仲地あやの 幼稚園教諭** こども政策課の仲地と申します。よろしく願いいたします。

こども園において行う教育の道筋である教育課程は、公立こども園設置に関する準備委員会及び作業部会にて策定しました。

44ページからご覧ください。

基本的には4、5歳児の教育課程については、現在のはごろも幼稚園の教育課程を継承する目的で、それをベースに策定いたしました。3歳児の教育課程については、幼稚園教諭と保育士で構成された作業部会で話し合っって策定しました。

各学年を1期から5期に分け、年間を通して、3歳児で園生活を知り、また先生や友達に親しみ、4歳児で園生活を広げ、5歳児で園生活を深め、創造するつくり出すことを目指せるような3年保育の内容になっております。

以上です。

○**又吉時生 認定こども園担当主幹** 以上が意見聴取に関する説明となります。

なお、今後開園する公立こども園3施設につきましても、運営に関する事項について今後教育委員会からのご意見をいただく必要がございますので、引き続きよろしく願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

○**新川健次 指導部長** 以上、ご説明申し上げ、議案第20号及び議案第21号について、委員からのご質疑にお答えしたいと思います。では、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○**伊波保勝 教育長** ありがとうございます。

それでは、議案第20号並びに議案第21号について一括して質疑を許します。

質疑のある委員の方は挙手をお願いいたします。

親川委員。

○親川利恵 委員 43 ページの 5 番、職種のところですけども、4 番の看護師のところです。月曜日から金曜日まで出ていると伺っているんですけども、ケアが必要な児童は、看護師がいない土曜日はもう利用ができないという形になりますか。

○伊波保勝 教育長 山城課長。

○山城隼人 保育こども園課長 親川委員おっしゃるとおり、基本的に公立保育所でも同様の対応を行っているんですが、医療的ケア児に関しましては、安心安全に受入れをするために、看護師がいない時間はやっぱりどうしても受入れができないので、入所の際に保護者と同意書を交わして、看護師が基本勤務しているのは月から金曜というのはいまもう事前にお知らせして、基本的には月から金の受入れでお願いしているところです。それをこども園でも同様にやっていくということになります。

○親川利恵 委員 ありがとうございます。

○伊波保勝 教育長 ほかにご質疑ございませんか。

大川委員。

○大川 実 委員 関連しますが、月曜から金曜までが看護師が 8 時半から 5 時、夕方 5 時までですよ。開園時間が 19 時 15 分までです。ということは、もう 5 時になったら、例えばそういう子供たちはもう帰るということになるのかなと今思ったんですけども、これが 1 点ですね。

その下の用務員ですけども、7 時から、登園のまたそういった指導もなさるということで 7 時から 15 時までというふうになっているんですが、こどもやはり開園時間が 7 時までなので、ということは残りの 4 時間余りは用務員もいない状態で、それぞれ何かあったらお願いしますという形になるのかなというのが 2 つですね。

もう一つ、公立幼稚園ということであって、はごろもに、後ろのほうにねたて入れてありますね。ということは、今後あと 3 園の公立は同じように後ろのほうに、普天間幼稚園だったら、公立普天間〇〇園に当然なるのかなって思ってしまうんですけども、そこら辺もお考えなんですかね。

以上、3 点すみません。

○伊波保勝 教育長 山城課長。

○山城隼人 保育こども園課長 まず 1 点目、医療的ケア児のお子さんが 5 時までしか利用できないのかという点ですが、おっしゃるとおりになります。

ただ、開園時間が 19 時 15 分まで設定しているのは、これは延長保育の子たちが少しいるので、その子供たちを受入れするために最大で 19 時 15 分まで開園しているというようなイメージです。通常は 7 時 15 分から 18 時 15 分までが通常の保育時間になっています。

医療的ケアが必要なお子さんというのは、月曜日から金曜日まで朝から夕方までフルで利用

するという子たちというのは、なかなか実際はいらっしゃらなくて、ほかのサービスも併用して受けられている子たちが多くて、週に一、二回とか二、三回の園の利用という形態が現状多い状況になっています。なので、その辺でちょっと保護者の方とも事前に相談しながら、受入れする時間については調整していくようなイメージになっております。

2番目の用務員の勤務時間に関しては、用務員さんも朝から夕方までフルで業務があるということではないかなというふうに想定していて、メインで行ってもらいたいなって考えているのは、朝の立哨、子供たちが安全に登校登園できるように朝の立哨をお願いするのと、あと園内の整備など業務があるんですけども、その勤務時間の範囲内でお願いをしていくようなイメージで考えております。

3点目のねたてを全てに入れるというのはおっしゃるとおりで、令和9年度から志真志幼稚園がこども園に変わるんですけども、志真志ねたてこども園という感じで宜野湾市立志真志ねたてこども園という感じで、地名の後にねたてがついてくると、公立の4園に関してはそんなようなイメージで考えております。

以上です。

○伊波保勝 教育長 ほかにご質疑ございませんか。

玉城委員。

○玉城健蔵 委員 39 ページですね。39 ページの(3)教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものというのは、これは今上にある2つ以外に何か想定されるものがあるのかなと思ってちょっとお聞きしました。

○伊波保勝 教育長 認定こども園担当主幹。

○又吉時生 認定こども園担当主幹 我々も幼稚園を市立こども園に移行するに当たって、幼保連携型認定こども園が初めてのことでございますので、3番のその他事項につきましてはまだ、各市そういった事例があったかというところはまだ聞いてはいないところでございますので、メインとなるのは、1と2の部分の皆様意見を聞きたいなというところで考えてございます。

○伊波保勝 教育長 ほかにご質疑ございませんか。

大川委員。

○大川 実 委員 公立認定こども園の役割というところではありますが、地域の保育施設と小学校をつなぐ結節点となることを期待するとありますよね。具体的にイメージしていること、今、何かございますか。

○伊波保勝 教育長 仲地幼稚園教諭。

○仲地あやの 幼稚園教諭 幼稚園教諭の仲地です。

今現在は、幼保小連絡協議会というのを教育委員会のほうでやっているんですけども、そち

らでも中心になって公私連携園ですとか、ほかの保育園の5歳児の担任と連携を取るような場を、中心になって回しておりますし、また今後は公開保育も行うことで地域で保育の質の向上に向けてやっていくように、認定こども園になっても公開保育を続けていこうと考えております。

○伊波保勝 教育長 ほかにございませんか。私も1件。

説明でもあと3回あると言ったけれども、この手続は、名称入れないで、宜野湾の公立の認定こども園の設置及び教育課程の策定ということで、1回で済ますことはできなかったのかなと思ったんですけれども、それぞれ園が違うから4回やらなきゃいけないということだと思うのだけれども、中身一緒じゃないのと思っているんです。やり方とか方針とか教育課程というのは、4園一緒でしょう。はごろもねたてということを書いたから4回やらなきゃいけなくなっているのかなと思っているんだけど、ここにある公立認定こども園という言葉を一括して使えば、1回で済ますことができなかったのか。

どうぞ。

○又吉時生 認定こども園担当主幹 規則の中では、公立こども園の設置廃止等も含めて意見を求めることという形で定めてございますので、やはり法律を提出するということは年度ごとで今考えてございますので、本来であれば我々の議会に条例を上げてという形になるんですけれども、志真志においても令和8年度中に議会に設置条例を改正も含めて出すよという、その前にやはりこういった教育委員会の定例会の場で意見を求める必要があると考えていますので、志真志にとってこども園もどういった内容であるかということころは、やはり再度、具体的な内容を皆さんにお示しして、はごろもと何が違うのかも含めて、また意見を求めたいなというふうには考えております。

教育課程に関しては、基本的なものがもし変わらないのであれば、特に次回を上げずに、設置の部分だけ令和8年度は上げていこうかなと考えております。

○伊波保勝 教育長 ありがとうございます。

ほかにご質疑ございませんか。

進めてよろしいでしょうか。

○一同 質疑なし

○伊波保勝 教育長 それでは、質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○伊波保勝 教育長 ご異議ございませんので、質疑はこれにて終了いたします。

それでは、各議案ごとに採決をしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

これより日程 11、議案第 20 号 宜野湾市立幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意

見聴取に関する規則の制定について（意見聴取）を採決いたします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○伊波保勝 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案のとおり可決されました。

これにて日程 11、議案第 20 号を終了いたします。

続きまして、日程 12、議案第 21 号 宜野湾市立はごろもねたてこども園の設置及び教育課程の策定について（意見聴取）を採決いたします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○伊波保勝 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案のとおり可決されました。

これにて日程 12、議案第 21 号を終了いたします。

休憩いたします。

（議案第 22 号）

○伊波保勝 教育長 再開いたします。

日程 13「議案第 22 号 宜野湾市立学校管理規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。

指導部長。

○新川健次 指導部長 それでは、水色の議案書 48 ページと黄色の別冊の新旧対照表 22 ページをお開きください。

それでは、議案書 48 ページですね。

議案第 22 号 宜野湾市立学校管理規則の一部を改正する規則について。

宜野湾市立学校管理規則の一部を次のように改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 30 日提出、宜野湾市教育委員会教育長、伊波保勝。

提案理由でございます。

学校に配置することが原則であった施設管理員について、配置を見直すこと及び字句を整理する必要があるため、宜野湾市立学校管理規則の一部を改正する必要があるためでございます。

では、本規則の主な改正内容についてご説明申し上げます。

説明は新旧対照表を用いて行いますので、黄色の新旧対照表の 22 ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、先ほどの提案理由でもございましたが、主に学校に配置することが原則であった施設管理員について配置を見直すというような改正となっております。

第17条は、これまで学校配置であった施設管理員について、令和8年4月1日より教育部施設課に4名配置となりますが、現在の規定では学校に配置することが原則となっていることから、これを見直すことに加え、併せて、職員として現在は今後配置予定のない警備員について、文言を削除する内容となっております。

次に、別表第2は、施設管理員が教育施設課配置となることで、学校に常駐することが前提で規定されている当該規定は削除する必要があるためでございます。

以上、ご説明申し上げます、議案書48ページの改正の情報をご確認いただき、あとはご質疑でお答えしたいと思います。では、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○伊波保勝 教育長 本件に対する質疑を許します。

質疑のある委員の方は挙手をお願いいたします。

大川委員。

○大川 実 委員 施設管理員を置くことができると改めたということなので、今後引き上げるということをも、配置しない、できないということも考えられるということなのではないでしょうか。

○伊波保勝 教育長 指導部長。

○新川健次 指導部長 現在は施設管理員を各学校1名置いておりましたから、令和8年4月1日より、先ほど申し上げましたとおり、施設管理員を一括して4名、施設課のほうで配置することになりました。それに伴って原則配置していたものを、17条を改正することで、置くことができるという形に変えて、今後のこと、この先、必要性があったらというところも出てくるかと思っておりますので、そういった内容も踏まえて、こういう内容で表記を残しておくことを考えております。

○伊波保勝 教育長 どうぞ。

○大川 実 委員 ということは、この施設管理員というのが学校における必要性というのは低いという評価を委員会としてはしているというふうな理解でよろしいでしょうか。

○伊波保勝 教育長 指導部長。

○新川健次 指導部長 低いという考えでは全くございません。学校の市全体の人事の今後の内容を見据えて、現状職員として配置されている施設管理員の方の配置替えということが大きな理由となっております。

ただ、削除に伴って、いろいろ学校現場のほうには草刈りとか、そういった内容で、この1年、不自由かけたところがありますので、そういった内容を一括して、この施設管理員を施設課に置くことで、そういったところを対応できればというふうに考えておりますので、先ほどの低く見ているような感じではないということでございます。

○伊波保勝 教育長 どうぞ。

○大川 実 委員 環境整備につきましては、今おっしゃっていましたがけれども、施設課に配

置ることによって、必要なときにそこに行って草刈り等をなさるということでした。学校委員についてのものも、業務もあるんですけれどもね、そういった業務も学校職員として助かっていたんですよ。特に小学校ですが、小学校の場合は先生が担任しているものですから、どうしても印刷のお願いしたり、来客時に湯茶接待とか、そういったものもあったものですから。それを、今後は学校職員が担うということになるのかなと思ったんですけれども、それでいいんでしょうか。

○伊波保勝 教育長 指導部長。

○新川健次 指導部長 今ありました印刷業務等につきましては、一昨年より、スクール・サポート・スタッフの配置を行っております。そういった方々の力を借りながら、印刷業務のほうを、かぶっている部分はかなりありましたので、その分の業務の内容を整理して、今回は施設管理員を4名、施設課に配置するということになりました。

おっしゃっているように湯茶接待のほうにつきましては、事務職員等のお力をお借りしながら実施することになるかと思えます。

○大川 実 委員 事務職員の業務の中に入っていますか。例えば湯茶の接待できるような。

○新川健次 指導部長 入ってはいないです。

○大川 実 委員 やらないとなった場合、やらないということですよ。

○新川健次 指導部長 そうなると思えます。やっぱりご協力いただく部分なのかなというふうに思えます。

○大川 実 委員 大まかな学校は大体大丈夫だと思うんですけれども、そうでないところも今後、私の業務じゃないんですよということで、当然断られる方もいるかもなと思って聞いたまでです。分かりました。

○伊波保勝 教育長 ほかにご質疑ございませんか。

よろしいでしょうか。

○一同 質疑なし

○伊波保勝 教育長 それでは、質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○伊波保勝 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。

これより宜野湾市立学校管理規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○伊波保勝 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案のとおり可決されました。

これにて日程13、議案第22号を終了いたします。

(議案第 23 号)

○伊波保勝 教育長 続きます、日程 14「議案第 23 号 宜野湾市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。

指導部長。

○新川健次 指導部長 それでは、水色の議案書 50 ページ、黄色の新旧対照表 23 ページ、別冊のピンクの表紙、議案資料 135 ページをお開きください。

それでは、議案第 23 号 宜野湾市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について。

宜野湾市学校運営協議会規則の一部を次のように改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 30 日提出、宜野湾市教育委員会教育長、伊波保勝。

提案理由でございます。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法の一部改正に伴い、校長が学校運営協議会の承諾を得ることになっている学校運営に関する基本的な方針に、教職員の業務量の適切な管理及び健康確保措置の実施に関する事項を規定すること及び字句の整理をするため、宜野湾市学校運営協議会規則の一部を改正する必要があるためでございます。

それでは、今回の改正内容につきましては、黄色の新旧対照表を用いて説明を行います。

23 ページをご覧ください。

まず、第 4 条第 1 項におきまして、校長が承認を得るべき事項をより明確化するため、第 1 号から第 4 号までを新たに加え、そのうち第 3 号に、業務量管理・健康確保措置の実施に関することを明記いたしました。

これに伴い、第 4 条第 1 項及び第 2 項において、「重複する学校運営に関する」という文言を削るなどの整理を行っております。

以上、ご説明申し上げ、あとはご質疑にお答えしたいと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○伊波保勝 教育長 本件に対する質疑を許します。

質疑ある委員の方は挙手をお願いいたします。

よろしいですか。

○一同 質疑なし

○伊波保勝 教育長 それでは、質疑はないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○伊波保勝 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。

これより宜野湾市学校運営協議会規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○伊波保勝 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案のとおり可決されました。

これにて日程 14、議案第 23 号を終了いたします。

(議案第 24 号)

○伊波保勝 教育長 続きまして、日程 15「議案第 24 号 宜野湾市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について」を議題といたします。

本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。

指導部長。

○新川健次 指導部長 では、議案書をめくっていただいて、52 ページとなります。

議案第 24 号 宜野湾市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について。

宜野湾市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を次のように策定したいので、宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第 2 条第 1 号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 30 日提出、宜野湾市教育委員会教育長、伊波保勝。

提案理由でございます。

公立義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、新たに宜野湾市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を策定する必要があるためでございます。

まず、本計画を策定するに当たっての法令上の位置づけをご説明いたします。

本実施計画は、給特法第 8 条の改正により、公立学校の服務監督者である市町村教育委員会は、実施計画を定めた際や変更の際には遅滞なくその内容を公表し、総合教育会議に報告することが求められております。さらに、毎年度実施状況の公表と報告も義務づけられております。

本市におきましては、既に令和 6 年度から 8 年度を期間とする宜野湾市学校業務改善アクションプラン（第 2 期）を策定し取り組んでおりますが、本プランを基盤とし、法令に基づく業務量管理や健康確保措置をより具体化、明確化する形で改定、作成したものでございます。

内容についてご説明申し上げます。

53 ページのほうが表紙となっております。

めくっていただいて、55 ページが目次、4 項目で構成されております。

続きまして、57 ページをご覧ください。

57 ページのほうは、計画の趣旨と本市の現状を記載しております。

続きまして、58 ページから 59 ページにかけては、目的と目標及び成果指標についてでございます。計画期間は基盤となる第 2 期アクションプランとの整合性を図り、令和 8 年度の 1 年間とし、令和 8 年度中に次期計画を再検討いたします。

次に、60 ページから 62 ページにかけては、実施する業務量管理・健康確保措置の内容となっております。国が示す学校と教師の業務の 3 分類に基づき、本市が重点的に取り組む事項を分類、整理してございます。

最後に、保護者や地域の皆様にも業務の 3 分類の考え方を周知し、ご理解とご協力を得られるよう市長部局と連携して取り組んでまいります。

以上、ご説明申し上げ、あとはご質問にお答えしたいと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○伊波保勝 教育長 ありがとうございます。

本件に対する質疑を許します。

質疑のある委員の方は挙手をお願いいたします。

親川委員。

○親川利恵 委員 57 ページの下のほうに、中学校における時間外在校等時間が月 80 時間を超えている主な理由として、部活動指導ということで書かれているんですけども、これは月曜日から金曜日まで、平日ということですか。

○伊波保勝 教育長 指導部長。

○新川健次 指導部長 この部活の指導につきましては、土日のほうも勤務時間として先生方に報告していただいております。ですので、先生によっては大会がかさむと、どうしても 1 日 7 時間、土日で 14 時間、一週続くと 28 時間、30 時間ということとなっておりますので、そういったところも含めての対応となっております。

○親川利恵 委員 分かりました。ありがとうございます。

○伊波保勝 教育長 ほかにご質疑ございませんか。

玉城委員。

○玉城健蔵 委員 59 ページ、下のほう時間外在校等時間が月 80 時間を超える教職員をゼロとするとありますが、中学校が 8 %、これは可能だと考えておりますか。

○伊波保勝 教育長 指導部長。

○新川健次 指導部長 ご指摘のとおり難しい数値ではあるとは思っておりますが、県のほうも同様にこの数値を示して、実際は目指す数値として掲げておりますので、本市も同様に策をいろいろ講じながら、そのゼロを目指して取り組んでいけたらというふうに考えております。

○伊波保勝 教育長 玉城委員。

○玉城健蔵 委員 主な理由が部活動ってあったんですけれども、校長たちにちょっと聞いてみたら、やはり校長として部活を全部なくすというのは難しいと、地域移行にするというのはハードルが高いから、行政のほうで積極的にどんどん国なり県なり市なりが進めてくれないかなというような意見があったんですけれども、何かありますか。

○伊波保勝 教育長 指導部長。

○新川健次 指導部長 まず、地域展開のほうで、先進的に取り組んでいるところというのは、やっぱり県が旗振りをして実施しているところでの加速度的に進んでいるところがあります。本県はまだそこが出していないところがありますので、前は、今、地域展開を進めていこうという他市町村と連携しながら、宜野湾市でできることを模索しながら、この地域展開については進んでいけたらと思っております。

○伊波保勝 教育長 何かありますか。

○比嘉祐一 指導担当主幹 次年度なんですけれども、地域展開、一応4部活動というふうに考えているんですけれども、沖国大の学生を指導者として活用するとか、令和7年度に1点ちょっと道筋が見えて、委託業者とも4業者ではなくて、予算の範囲内で4ではなく、例えば6とか、そういった例えば平日も実証事業をするとか、本市の地の利を生かして、沖国大とか琉大とか近いということもあるので、そういった形の部分で進んでいけたらなということで、令和8年度は一步踏み出すような形でさらに推進するように、取り組んでいきたいと思っております。

○伊波保勝 教育長 玉城委員。

○玉城健蔵 委員 地域移行というのはやっぱり費用とか時間帯、やっぱり一般の方が指導するのに部活動の時間はできないような内容だと、今、年間6,000円ぐらい部費で取っているんですけれども、もし一般の方がやるとしたら塾みたいに費用取らないとやっていけないのというようなちょっと意見があったので、参考としてお知らせします。

あと、61ページの部活動の13番、上のほうですね。部活動指導員の全校配置というのがあるんですけれども、多分、部活動全部はカバーできていないですよ。この辺については今後はどうなのか。

○伊波保勝 教育長 指導部長。

○新川健次 指導部長 現在のところ委員おっしゃっているように、全校配置というのは1校1名のほうを現在は全校配置している状況であります。ですので、今後まずは土日のほうから地域展開を進めていきながら、また今後になると思うんですけれども、県のほうはどうしても予算がこの人数しか確保できていない部分がありますので、おっしゃっているようにその資金など、そういったところをまた調査できればいいのかなというふうに考えております。

○伊波保勝 教育長 よろしいですか。

○玉城健蔵 委員 ありがとうございます。

○伊波保勝 教育長 ほかにご質疑ございませんか。

進めてよろしいでしょうか。

○一同 質疑なし

○伊波保勝 教育長 それでは、質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○伊波保勝 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。

これより宜野湾市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画についてを採決いたします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○伊波保勝 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案のとおり可決されました。

これにて日程 15、議案第 24 号を終了いたします。

休憩いたします。

(報告第 3 号)

○伊波保勝 教育長 再開いたします。

日程 16「報告第 3 号 令和 8 年度教育委員会人事異動について」を議題といたします。

本件は人事案件であり、宜野湾市教育委員会会議規則第 5 条に基づき、審議を非公開とさせていただきます。ご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○伊波保勝 教育長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、本件は非公開といたします。

<非公開>

これより令和 8 年度教育委員会人事異動についてを終了いたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○伊波保勝 教育長 ご異議ありませんので、本件は承認されました。

これにて日程 16、報告第 3 号を終了いたします。

本日の会議、長時間にわたりましたが、以上をもって閉会をいたします。

ご協力ありがとうございました。